
◎議案第 30 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺文彦君） 日程第 6、議案第 30 号 松崎町景観まちづくり条例の制定についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（長嶋精一君） 議案第 30 号 松崎町景観まちづくり条例の制定についてでございます。

詳細は担当課長より申し上げます。

（企画観光課長 深澤準弥君 提案理由説明）

○議長（渡辺文彦君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○6 番（高柳孝博君） 私も、以前から景観条例を作って欲しいと言うことで提案してきた訳でございますが、それが実現すると言うことで良かったなあと思う訳です。一方で景観条例を守って行こうと言うことになるとどうしても制限が出てまいります。それらについて、やはり住民の了解を得ていかないとうまくいかなあかなあという気がしますので、その辺り、住民に対する了解を取るっていう考え方。それから今後 9 月から施行するそれまでの間、住民にどのように広報して了解得るのか、あるいは、制限の考え方ですけど、何が何でも制限ということになりますと住民が結構窮屈になりますので、ある程度制限掛けるところをしっかりと精査してやらないといけないと思います。その精査するって所と住民に対して説明するやり方についてその 2 点について回答願います。

○企画観光課長（深澤準弥君） ご指摘のとおりですね、町の方で作って・・・、条例を作って終わりということではなく、これをやはりあの・・・実践してもらおう形になって参りますので、そういう意味では、町民の方への理解を深めていきたいと考えております。今回は、6 月議会で上程させて頂いてで施行を 9 月 1 日までの期間をより住民の方に周知をする期間を設けさせて頂いて、これも議員のみなさんからの、ご提案、ご指導があつて、そういう形にさせて頂いてご座います。具体的には、各地区へ必要であれば・・・できればコロナの関係等もありますけれども、この説明会等を開催

したりとか、また、全戸配布でまた分かりやすいリーフレット等を今作成する予定で検討してございます。なかなか「配って終わり」ということになりがちのところではございますが、そういったものをいかに理解していただくかということを進めて参りたいと思います。で、も一つは、先ほど申し上げましたとおり町だけでなく町民と、それに関わる事業者の方に徹底して周知をするという方向で進めて参りたいと思っています。自分たちでできることと、あと建築士会とかそういった団体が各ございますので、そちらについては県の方で、こういうことができたと言うことであれば、向こうは向こうで全国のそういう業者さんの・・全国の業者間のネットワークに連絡していただけるといふ事も計画の中に入ってますので、そういったことで進めてまいりたいと思っております。

○6番（高柳孝博君） 全国的に見ると、他のとこで作ってるとこありますので、かなり住民の方しっかり理解・・しっかり腹に落としていただくためには、説明もしっかりやらなきゃいけないと思いますので、先例とかなんかを参考にされてですね、やっていただけたらと思います。その辺りなんか先例のなんかこう・・こういうとここんな話がありましたって言うようなのが例がありましたら・・。

○企画観光課長（深澤準弥君） 静岡県内で、いろんなところで作り始めておりました、一番目指すべき所は藤枝とか三島が最近はやっております、長泉町もそういったことで上げてますし、三島・・下田、近隣だと下田がやっております。三島がやはりその景観の関係は自然を源兵衛川の話がみなさんご存じだと思うんですけども、そういったところとの兼ね合いとかを上手に作っていて、もともとあそこの三嶋大社を取り巻く環境整備と言うことですごく綺麗にまちづくりを進めてられるので、そういったところにもお話を聞いたりして、参考にはさせていただいてます。県の景観の委員の方とかに積極的にちょっといろんな状況を聞きながら進めて参りたいと思っております。松崎町においては、やはりあの・・漆喰の文化であるとか、そういったものが、名だたるものがありますので、そういったものをやはりどう引き継いでいっていかっていろいろな方面からですね確認をしながら、進めて参りたいと考えております。やっぱり規制の部分、先ほどちょっとお話ありましたけれども、罰則をつけることができる規定になっておりまして、今の現状では、そこまで今考えてはいないんですけども、できる限り理解を深めていただいて、この松崎町がどういう町にしてい

きたいか行きたいかっていうことを、理解していただくという方法で進めてまいりたいと思っております。

○6番（高柳孝博君） 景観をやっていると、これひとつの町の将来をどうしていこうかと言うことに・・・総合計画とかなんかにも多分関連してくんであらうと思います。是非、将来の姿を見せて住民の理解、業者の理解その辺り本当に必要になると思いますので、それまでよろしくお願ひしたいと思ひます

○1番（田中道源君） えーと、あのー、ちょっと確認の意味で質問させて頂きたいんですけども。まあ、今回の。この条例の制定の中でですね、3つ団体と言ひますか機構が上がってると思ひます。1つは景観整備機構というもの、2つめは景観協議会、で3つめが松崎町景観審議会っていうものがあるんですけども。ちょっとこれの確認をしたいんですけど、私のイメージとしましては、景観整備機構っていうのが整備していく業者さんにあたったりするところになるのかなっていう風に思ひます。

で、協議会っていうのが「やっても良いよ」って許可する場所になるのかなと、審議会ってのが、その協議会の人らが、これでやっていいもんかを調査したりするということのかなあと思うんですけど、こんな感じのイメージであってまうでしょうか。

○企画観光課長（深澤準弥君） 今ご指摘のとおりです。特にこれから重要になってくるのは、景観審議会においてそれを、話をしていく形なると思ひます。もちろん審議が出るようなことがあつた場合ですね。だもんでその部分は、今後整理・・・先に進めていく必要があるのかなと考へてござひます。

○1番（田中道源君） それでは、概ね今言つたとおりと言うことだとしますと、協議会というのとは何かその・・・事業・・・こうゆう工事しなきゃいけないよっていうたびに設立されるようなイメージで良いのかどうかと、審議会ってのは、すでに常設されているような会なのか、とその協議会と審議会、その位置づけと言うんでしょうかね、普段からあるものなのか。臨時的に必要とされて立ち上がるものなのかちょっと教えていただけますか。

○企画観光課長（深澤準弥君） 審議会においては委員を設定させていただいて、通常常設で「何か事ある時は集まってください」みたいな形になる事になります。で、さっき言つたように協議会については、審議会の意見を徴集するという形で臨時的にそういう案件があつたときに立ち上がるって言うような、今おっしゃつた様なイメー

ジで・・・はい、進めていきます。

○1番（田中道源君）　じゃ、さらに・・・。その協議会と審議会のいわゆる委員長って言うのか分かりませんが、長に当たる部分ていうのは規定というか、特に謳っては無いんですけども、特に審議会の方は常設って事ですと、通常ですと委員長がいらっしゃるの・・・つけるような事になんのかなあって思いますけど、それどどういう風な運営の仕方にしていくつもりなのか教えていただけますか。

○企画観光課長（深澤準弥君）　今、現在考えているのは、委員を選出した中で、こちらにも書いてある学識経験を有する者と各関係団体の構成員もしくは町民の方から出ていただいて、その中で互選をするようなイメージで考えております。

○1番（田中道源君）　すいません何度も申し訳ないです。例えば、昨日ちょっと私も一般質問で質問させていただいた、例えば例規審査委員会であったりですとか、入札工事の委員会であったり、副町長をもってあてるっていう・・・そもそも誰がやるっていうのが決まってる条文っていうのがあるものがありますよね。これっていうのは結構大事だからこそ、その人をあてるって最初からうたってることだと思うんですけども、その都度互選でって事になると、時間も遅くなるかもしれませんし、そもそも委員長になる人が定まってる方が責任持ってですねやってくって事につながるのかなっていう風には思うんですけど、その都度の互選っていうのだと責任の所在というか、ちょっとぼやけてしまうような気がするんですけどそれいかがでしょうか。

○企画観光課長（深澤準弥君）　審議会の方の委員については言った形で、委員を委嘱する形になっているもので、その中から任期の間は委員長を互選していただいて定めるような形になります。今言ったようにその職名委嘱みたいな形で・・・昨日おっしゃっていた副町長が委員長になるというところまでは、他の所も定めていない現状がありまして、互選という形をとらせていただこうという方向性で進めております。

○7番（藤井 要君）　これは町長に伺いますけれどもね、昨日最後の質問の時に時間が無くなりまして**だと思えますけれども。ここに今松崎町の景観計画があります。町長理念的にはですねどういう理念で、ほんとにやる気があるのかと云うことをですね、私は聞きたいと思えます。それはですねなぜだかといいますと、この計画が出てくる3~4ヶ月前に・・・昨日も言いましたけれども、道部の農協の倉庫が取り壊されましたよね。そのときに、私は、こういう計画が出てくる前のあれでしたけれど、

町長さんにこれは伊豆石という昔のもう・・・今からはなかなか出てこないものであると言うことですね、残したらどうかと言ったところがですね。町長、多分これ町長の判断だと思いますけど、今使う予定がないと・・・「今使う予定がない」ですよ・・・。私は以前にもですね・・・、課長さんは違う課長さんでしたけれども近藤邸・・・あそのなまこ壁の所ありますよね、あその石畳がダメになっているよとかそういうのですね直してどうかと、それであそこは観光スポットであるよというよなことですね、言った覚えがあります。それを町長ですね「今使うところがない」と言うことで、ストックしておくところがあるでしょう。勤労者体育館の裏とかいろいろあるでしょう。それも農協さんがですね、業者さんがただで運んでくれるよと、そこに私は塀を作りなさい・・・ここにありますが、基本理念の所にも『自然や歴史、文化の保全、継承に配慮し』と、これぞ調和した町の創出に・・・。町長、そのことに対して何も頭の中になかったんですか。ただ町長は、使い道がない・・・それは例えば100年後にこれは使うのかしれないことじゃなくて、今言ったダメになっているところがあるんですよ、そういう頭の中で発想がないのですか。そんな町長がですね、計画、理念、町の責務・・・。それでいいのですか。

町長やる気があるんですか。

(○6番高柳孝博君 それは自分の意見ですから、質疑をしてください。)

ですから町長聞きます。町長の責務、ね、2年これを答弁願います。

○町長(長嶋精一君) 藤井議員も非常に力んでね、ご自分が松崎町をしょってるみたいなことを言いましたけども、あのこれはですね昭和53年からね「花とロマンの里」づくりというこういう当時の理念からね成り立っております、それにこの・・・今回の計画がですね非常にその継続性があるし、同一性があるし、持続性があるというふうに考えてですね、これを企画観光を中心にやってるわけでございます。したがって、てんでバラバラの事をやっているんじゃなくて非常に持続性があると私は考えております。「花とロマンの里」というこれは、この理念というものは、継承しております。

(議長(渡辺文彦君) 藤井君。質問は、簡潔にお願いいたします。)

○7番(藤井 要君) 「花とロマンの里」これ継続当たりまえですよ。だから、私は、町長の責務とか理念を聞いているんですよ。半年前に町長は、こんな古いものは

いない、今は使わないからいない。そういう先を、5年先とか10年先を見越した「花とロマンの里」、そういう理念はないのですかとそれを聞いてるんですよ。「花とロマンの里」とかそういうの当たり前ですよ。みんなが綺麗にしたいとか・・・町長それをお答え長います。なぜいなかったのか。

○町長（長嶋精一君） あのと、話を総務課長から聞きました。それでね、今言ったように「こんな古いもの・・・」という風にねあなたはおっしゃいましたけどね、そんなこと言った覚えは一切ありません。「今使わないからいない」これも言うておりません。総務課長と相談し、総務課長が答えたんでしょ。それで、「今使わないから」ということはですね、これは一つの・・・何でもそうですけれども、今使わないけれども将来使うっていうものもある訳ですよ、でもそのときにはなかなか・・・今後その使い道がないなって言うことで判断をしたという事でございます。総務課長から私に申告がありました。だから私もそういう風に考えました。逃げる訳ではございません。ただ、「こんな古いものを・・・」といった覚えは一切ございません。正確に言ってください。

○7番（藤井 要君） 言葉尻ですのでね、そのまま私も「そんな古いもの・・・」とかいろいろ・・・、そういう言葉は出るかもしれません。町長、そういう言葉尻をですね、捉えて解釈してくださいよ。そういう町長・・・頭の切れる町長ですから、言葉と・・・言ったこと違うという・・・若干の違いがそりゃありますよ、そんなの当たり前でしょう。で、先ほど言ったようにね、これはそんなことを言えばね、70年前か30年前から続いている事だと藤井議員は先ほど同じようなこと言ったじゃないですか・・・

（○議長（渡辺文彦君） 藤井議員に申し上げます・・・）

はいはいはい・・・。そういうことでね、町長お互いに私もちょっと気色ばんでやりましてけれども、町長そういう理念つか頭がもうなかったのかなあと・・・。私はそこで、それが町長無いのに、計画をどんどん出してくるというのはどうかなと、ほんとに町長やる気があるのかなあと、私はそう思ったんですよ。だから、総務課長あーだーこーだーとかは言ってません。そういうことです。

これに対して答弁があれば、これから私今石とか・・・昨日言いましたよ私。ね、昨日例えばあそこの石を農協さんがくれると言ったときに、町長今貰いますか貰いませんか

と。そこまでで時間が切れちゃいましたからね。じゃ、もう一度昨日のことを言います。農協さんがあの石をくれると言った場合に使う意思はあるか。今はまだこの計画がないから、いらないうと、粉々にしてバラバラにして地面の中に入れてくれとか、そういう考えどちらでしょうか。

○町長（長嶋精一君）　ここで、そういうことを答える必要があるのかどうか分かりませんが、私は理念としては「花とロマンの里づくり」の理念を継承して、今これで条例を出そうという事で動いております。今その石をね使うか使わないかというのは、またここでじゃなくて、また別のところでお話してはいかがでしょうか。

（○7番（藤井 要君）　議長最後です。最後です。）

（○6番（高柳孝博君）　3回まで、3回まで・・・）

○議長（渡辺文彦君）　他に・・・質疑は・・・

（○7番（藤井 要君）　4回とか5回やった人もいるんだけどね・・・）

○3番（小林克己君）　町の責務第4条2項『町は前項の施策の実施にあたっては、町民及び事業者の意見が十分に反映されるように務めるものとする』。この文章において、この「十分」って所ですけども、この「じゅうぶん」は客観的、数量的にとらえられて満たされているっていう意味合いがあると思われま。やはりここは「満ち足りている」って感じの主観的な気持ちっていうか意見が「じゅうぶん」に満ち足りているっていう・・・にこういう分ける・・・「充分」っていう漢字変えるべきではないかって思いますけれども、この辺はどう考えてますでしょうか。

○企画観光課長（深澤準弥君）　施策の作成と実施にあたっての場合、ケースにおいてですね、町民及び事業者のやはり意見を反映させると言ったことで、この「十分に反映させる」っていうのをどの程度かと言われるとなかなか難しい質問でございまして、できる限りその意見が反映されるものという範囲の中で、検討していくとか動いて行く話になると思います。基本理念のところ、この景観条例でどういった景観を守らなければならないかと言ったことをまず、一番最初に決めて進めていく形になりますので、そこに向かって進めるという事で「十分に皆さんに・・・」ということとでございまして。ただいろんな意見100%聞くって事にはなりませんので、ご了承いただければと思います。

○3番（小林克己君）　もう一度説明します。この漢字の十の『十分に』って言うと、

この意見の数が例えば10個とか20個とか、数があるからこの意見を反映している。この「あてる」「満ち足りている」、内容がじゅうぶんに吟味されて満ち足りているから『充分』、こちらの数よりも内容がしっかりした『充分』っていう漢字に変えた方が良いのでは無いかって事で質問させていただいたものです。

(○議長(渡辺文彦君) 「十分」の「十」を「充実」の「充」を当てろって事ですね。)

そうです。

○企画観光課長(深澤準弥君) 漢字の登用についてはいろいろありまして、条例とか規則の中でも決まっていることですので、そこについては、これでご理解いただきたいと思います。

○1番(田中道源君) 先ほどの藤井議員との答弁の中で、私もちょっと確認したいなあと思うことがありましたので、ちょっと町長にお尋ねしたいんですけども。先ほど藤井議員から質問あったときに、町長の本気度どうなのかっていう質問だったのかなとおもいます。その中で「花とロマンの里」の話をして、これ継続してることだからやってるというような、ちょっと風を感じたものですから、本当に、今回この条例だして来るのにあたって、これまで継続事業だからやってるに過ぎないって事なのと、町長自体もこれ重要に思ってる、これは大事なんだよっていうことでは、だいぶ意味合いが変わってくるのかなと思うんです。町長自体が、これを本気でどういう思いでやってるのかっていうところを教えてくださいなと思うんですけど、お答えいただけますでしょうか。

○町長(長嶋精一君) 本気度って言いますが、私は「花とロマンの里」づくりっていうのをね、昭和53年に作られてそれから町長になって、あるいはこの町で生まれて、こういう条例があった方がいいんだ、いいなという風に前から思っておりました。したがって、これについては、本気度は、当然本気であります。

○1番(田中道源君) 本気であるということ、それであって欲しいなあと思うんですけども、そんな中で一例としてですよ、先ほど伊豆石のことが・・・これは結構大事な、貴重なものなだけですけども、それに対しての理解がないよねっていう所の問題提起だったのかなって思いました。ですけども、それとは別に町長自体はこれを本気でやるんだということでもありますので、是非ですねいろんなものに興味を持っていた

だいて、例えばなまこ壁とかいろいろありますよ。そういったものの興味をちゃんと持っていて、町長自らこれを本気でやるつもりなんだというのをちゃんと示していただけたらなあと思います。仏像作ってですね魂が入ってないっていうような事にならないように、結局これを条例作ってそれを元に職員の方々が動いてくわけなんですけども、当の親分といいますか、トップがですねさほど言ってるだけで興味が無いって言うような姿勢が見えますと、結局これなんのためにやっているのか、業務だけが煩雑になって大変になってるだけだよってならないようにですね、これをするのがどう松崎のためになるのかって所を示すためにも、やっぱり今の大事に思ってる所は忘れずにこれからもやっていただきたいなあと思いますけれども、いかがですか。

○町長（長嶋精一君） 一つの事象を見て決めつけないでいただきたいと思います。私は、しっかりとした「花とロマンの里」の理念を持ち続けてこの計画をね、本気をもってやっていきます。あの・・・松崎町はこれからワーケーションとか、いろいろ進めます。しかしながら、もう一つ大事なものは、この理念に基づいた形に類推する農業をやっていくと、そうするとワーケーションと農業と結びつくことが・・・移住者ですね。そういう移住者の方がきっとこの松崎町のこの条例にね、魅力を感じて来てくれるかもしれないということの考えを持っております。したがって、一つの事象を持って町長は何にも関心が無いという風に決めつけるのは是非おやめいただきたいなあと思います。

○議長（渡辺文彦君） 他に質問はございますか。

○8番（土屋清武君） 景観まちづくり条例の関係ですけれども、実はこれは町長に話したこともあります。こういう言葉が作ったときにも、この町を指定して町の中をある程度指定して、残していこうじゃないかというようなことで打ち出していた・・・始めた訳ですけれども、実は私もその当時は担当して、当時として一つ原案で町と一ふや今**使ってますけど、あれからあの山光荘の通り、あの下は全部石畳に・・・常泉寺に入っていく石畳と同じように石畳が入っているというようなことがある訳ですけれども、それを掘り出してやろうかというようなことで、そしてあの通りを、昔ながらの通りにとというようなことで、地域の方に相談した訳ですけれども、まあ当時は景気が良かった頃ですので、ポンポン住宅がたって・・・新しい住宅が建って

いくという事になった、ちょうどその頃だったものですから、私説明にいったら頭から叱られて「自分の土地に自分の建てたいようなうちを、一生に一度しかやれないものを自分の土地へ建てるに何で**」その分町から出してくれと、言われたことがあって、さんだお願いした経過がある訳です。岩地の地区もそうです。あれはうこん色という色で、マスコミの那須君に選定してもらって当時の町長が「じゃあうこん色にして・・・」ということで始まって、町がペンキだとか材料なんかはその色で全部、使う人には分けてやった訳ですけれども、実際には自分の家を建てるに日本間を作るに昔からの瓦でやりたいというようなことで、実質的には今の状態になってる訳です。

(○議長(渡辺文彦君) あの土屋さん・・・質問の趣旨を明確に・・・)

そういうことから・・・ですからこれをねやることは良いですけれども、**に説明を今後してくと、地域の人に説明してくとなる訳ですけれども、これを説明した場合町内の地域が数カ所ある訳ですね・・・1カ所とか2カ所なら良いですけれども各地区に点在する訳です。仮に、ひとつの例で行くと山口岩科地区は、なまこ壁を残そうという地区になっている訳ですよ。あのなまこ壁は・・・実は私の家もなまこ壁であった訳ですけど・・・あのなまこ壁は数年に1回は補修しなきゃなんない訳なんです。その場合に町はその一帯の人たちの・・・今の常泉寺へ行く通りで1件とかそんなことだったら良いですけど、その地区全体をですねなまこ壁を修理するときに町が補助するのか、こっちと同じように、そういう地区がだんだんと増えてくると思うんですよ。地区内にこういう地区にしようとか、その場合に全部補助しなきゃならないんじゃないかと想像する訳です。それで、その地区は今度は確認地域として規制をしいる訳ですよ。全部していかないというと、どんな建物ができるかわかんない訳ですよ。

(○議長(渡辺文彦君) あの・・・質問を短く・・・細かく・・・)

そういうようなことを考えて、一議員がこれをそのまま賛成すると「おまえっちが作った、議決した条例を作ったがだから、そういうところまで我々にちゃんと説明して無いじゃないか。」というようなことまでいわれるようになったら困るから全体としてそのルール、持ち主が了承するまでの説明を・・・了解してくれるまでの説明ができるかどうかそこいらをちょっと聞きたいです。

○企画観光課長(深澤準弥君) 今回の条例、今日上程しているところにつきまして、そこまで細かいところまでは指定はしていなくて、大枠の条例になります。今後

今土屋議員がおっしゃっていただいたことについては、重点地区というものを含めていって、その地区の建造物をどう残していくかというようなことを検討していく必要があるとおもいます。当然なまこ壁、今作ったり補修したりするのにやはり職人を使って技術的なものをするようになりますので、通常の新建材を買う方が当然安いことが出てきますけれども、今いったような形で所有者さんの理解をできるだけ得ながらですね、町の特徴ある建造物として是非残していきたいということで、補助金等の検討も・・・以前も説明させていただきましたが、当然していきたいと考えてございます。

○8番（土屋清武君） それじゃその、町内の土地でその地域に該当する区にですね・・・

○議長（渡辺文彦君） 藤井君、席に・・・着席をお願いします。

（○7番（藤井 要君） ここで2時間以上やってるもんで、薬も飲んでおりますので休憩が何も無いもんで・・・）

○議長（渡辺文彦君） ちょっとトイレ。藤井君の退席を認めます。

休憩しましょう。ちょっと休憩しましょう。

暫時休憩します。

（午前11時3分）

○議長（渡辺文彦君） 藤井さんが帰ってきたらまた始めましょう。

○議長（渡辺文彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時12分）

質疑を続けます。

○8番（土屋清武君） 所有者の関係する新規の所の部分の土地所有者のね、了解を得なければ簡単に作って今度は持ち主がですね困るようじゃあしょうがない、持っていても何にも役に立たないと、だけども税金は取られるというようなことにもなりかねないから、了解をしてもらわないと非常に難しい・・・新たに作るもんですから・・・心配するのは棚田の所なんか、あそこいらなんかは余所の人ちがだいぶ土地を持ってますから、別荘なんか建てるには最高の所ですから、だから非常にそこいらが難しくな

と思います。だからこの景観条例は、作るのは簡単ですけれども実行していくのは非常に難しいところがありますからそこいらの今後の説明の計画はどのように考えているのかお教え願いたい。

○企画観光課長（深澤準弥君） 景観条例について、ここで議決いただいた後につきましては、随時町民はもちろんのこと事業所の方、そして先ほど申し上げましたとり、別荘なんか建てるっていう話がございましたけれども、全国の業者に県を、建築士会とかそういったところを通じまして周知をする方向で考えてございます。原則よっぽど突飛なものであったりとかしなければ、今の条例の中だと基本的には静岡県色彩条例もありますので、それを元にその上で自分たちは重点地区なんかを決めて進めていきたいって事で考えてます。今回、あの景観計画の方にも記載させて頂いた町内全部エリアをある程度網羅した中で方向性を決めさせていただいておりますけれども、その分も今までの住宅に何かこう手を加えろっていうことではございませんので、今後立てていく中とか、先ほど申し上げました、ご指摘があったなまこ壁の保存、継承ですね、そういったものに進んでいくような形で予定をしてございます。で、最終的には9月に施行できればというところでございます。

○議長（渡辺文彦君） 他に質疑はございますか。

○2番（鈴木茂孝君） 今の話の続きと言うかあれですけども、やはりあの町民の方の理解いただくために、町としてもどのようなことをするかということを考えなければいけないと思うんですけども、4条の3項でしょうか。『町は、良好な景観の形成に関する町民等の知識の普及、及び、意識の高揚を図るため、必要な措置を講ずるものとする。』という風にありますけれども、その必要な措置というのを具体的にどのようなこと考えているか伺います。

○企画観光課長（深澤準弥君） こちらについては、知識を高めるとかの意識高揚っていう部分で考えたときに、町としてこういう方向で進みたいっていう理解をしていただくことを一つとあとは、そのためになぜそれが必要なのかっていうことをきちんと説明をさせていただいて、わかりやすくビジュアルでもわかるような形で・先ほど申し上げたリーフレット等を使って周知をしていくということをやっていきたくて考えております。その中で、やはりあの・次世代を担う中で考えて行くと小中高も絡めた中でですね、そういった教育の機会をただければいいかなと思っておりますの

で、そういったものも含めて景観の知識と意識の高揚というものを進めてまいりたいと思っております。

○2番（鈴木茂孝君） 先ほどあのビジュアルでという話をされましたけれども、やはりあの、モデル地区みたいなものを町でこう・・・地区ごとにやった訳じゃないですか、であればその中の例えば伊豆文邸の周りになまこ壁でやりますよって事であれば、そこを実際に町としても取り組んでみてなまこ壁の町並みにしてみると、その中で住民の方がそれを見て「やっぱり良いよね」ってな形で納得するっていうのが、一番こう・・・自然に町民の方に溶け込むんじゃないかなって思いますので、その辺もまた検討してもらえばなという風に思います。

それから先ほどの、藤井議員のお話ですけれども、やはり私も実は、農業をこちらに来て始めました。そのときにいろんな廃材であったり、いろんなものが捨てられてる中で、これ将来疲れるかもしれないなって取っておく事があったりして、また無駄なものにもなるかもしれませんが、取っとくってのも必要です。これからですね、例えば家が解体されるときに、例えば長八さんが作ったランプ掛けかなんかが出てくるって事だってあります。町長もその辺よく見張っていて、そういう貴重なものが出るのであればいただくよってな形の姿勢を取っていただきたいなと思いますけれども、その辺町長いかがでしょうか。

○町長（長嶋精一君） 今鈴木議員がおっしゃいましたけれども、ま、そういうスタンスでやっていきたいなと思います。

○議長（渡辺文彦君） 他に質疑はございますか。

○5番（深澤 守君） 3点ほどお伺いいたします。24条の文化財等の指定できるということがありまして、これ「できる」条項ですので強制ではないという事ですね。例えば壊したりとか中を改装したいときにはこれ・・・役場は介入できないという認識でよろしいのでしょうか。

それと6条の第1項の規定によりということ、保全及び活用を積極的に取り組むものとするというものがありますが、これ積極的に取り組む団体等にですね、やはり財政的な支援とかそういうものの裏付けが必要だと思ってるんですが、その点についてのどのようなお考えなのかお答え願います。

それから第5条の活動する団体を認定できるという事が規定されてますけど、例えばそ

の文化財にしても活用という部分もこの認定の団体に入ると思うんですけど、例えばやろうじゃ協議会が最近まで依田邸を活用しているいろいろやってくれたという事例もあるんですけど、そのような行為に対して、この認定の条項に入るのか、また、それに対する補助だとかっていう事は可能なのかお答え願います。

○企画観光課長（深澤準弥君） 3つ質問をいただきまして、最初の1つのものについては、おっしゃるとおり「できる」規定でございます。ですので強制的なものではございません。

2つめの件ですけれども、活用を図るための維持管理に努めるっていうのは、先ほども申し上げましたとおり、今後その重点地区等を定めていく中でそこに必要な助成金等は所有者の負担にならない様な形で保存活用ができるような形で進めていきたいと考えてございます。そちらについても予算とかございますので、財政当局との折衝という形になってくるかと思いますが、町でこういうことを進めていくということですので、是非進めていきたいと担当課としては思っております。

3つめですけれども、景観団体につきましてはこれ規定がございまして、その中で活動をしていただくような形になります。こちらやろうじゃ協議会につきましては、もともとが美しい村の関係で町中の全体の美しい村活動のために発足したものでございますので、そこについては特化するとかは、別団体かなあという考えでおります。以上です。

○議長（渡辺文彦君） 深澤君よろしいですか。他に・・・。

○8番（土屋清武君） 先ほどもちょっと言ったんですけどもね、ちょっと参考まで聞きたいんですけども、今岩地地区へのうこん色のペンキなんかは支給してます。

町の方で支給することやってるんですけど・・・。

○企画観光課長（深澤準弥君） 今実際には、もう20年近く申請がきていないのが現状です。先ほども土屋議員の方からもご指摘がありましたけれども、建材が変わりまして、当時一番最初・・・それこそ船員がやられてたときにはトタン屋根が相当多くございまして、メンテナンスで必ずペンキが必要だったということであってまして、その当時から、先ほどもお話があったとおり瓦屋根に変わってきたというような時代の流れもございまして、なかなか瓦屋根もうこん色に近いものを選んで建ててくれる家も数件ございますけれども、7、8年前になりますけれども、県の建築士会等では

ろいろ話を伺ったときに、景観の関係で「うちの方は岩地があるよ」という話をした際に、あの色の瓦は、特注でしかないという話を伺いました。そういった意味も含めて、今の時代背景も、当時は、海外になかなか行けなくて、海外みたいな海の岩地ということで売れましたけれども、今逆にインバウンドがこんだけ普及してくると、やはり日本に来る方は、いかにジャパンですね・・クールジャパンを目指していらっしゃるんで、やっぱり岩地らしさは、やっぱり日本の原風景である。漁村の風景を残すべきだということになってきているのではないかと考えてございます。今実際至急はないです。

○議長（渡辺文彦君） 他に質疑ございますか。

○7番（藤井 要君） 町長に1点、で課長に1点お伺いいたします。昨日ですね、私一般質問でこれの伏線としてというようなことでいろいろやってるんですけども、昨日ですね火事で焼けた家があるよとそういうことも言いました、これも景観条例の中に入ってくると思うんですよ。そういう中でですね、そのままあそこをほっぽって、そして景観条例を粛々として訳にはやっぱり行かないと思うんで、これは町長是非ともですね、昨日一般質問でやりましたけれども早いところ条例を作ってやってもらいたい。その答えと、あの・・先ほど課長の方に聞きますけれども、鈴木議員からもいろいろありますけれども、やっぱこれ町民のみなさんにですね納得させて・・っていうか納得していただくためにはやっぱりモデル地区・・先ほど言っていましたよね、例えばここの地区をこのような格好でやりたいんだよというそういうこうモデル。そういうのも必要じゃないかと思うんですよ、そうするとそれを聞いた、今の現状と、こういう風になるんだろうと言うことで、町民が納得するとまた先に進みやすいじゃなからうかと、そう思っているんですよ。ま、そのような重点的、ですから重点的なモデル地区と言うようなことの構想があるかないか今わかりませんが、町民にわかりやすくやってもらいたいなあと思います。で、町長の方から答弁の方を最初お願いします。

○町長（長嶋精一君） 確かに藤井議員のおっしゃるとおり、今のままでは景観を阻害するものでもあるし、あるいは防犯・防災に関しても非常に良くはないという、その両面がございまして、従いまして、これからですね各担当課とよく詰めてですねどういう風にやってくかと言うことを動き出していきたいとそのように思います。

○企画観光課長（深澤準弥君） モデル地区の関係ですけれども、重点地区をやはり定めていきたいなあというのは担当レベルでも話をしまして、おっしゃるように所有者の方のまず理解をいただきたい、なぜこれが素晴らしいのかと言うことも含めてですね。持ってる方が、これは町の財産なんだと思えるような説明をさせていただきたいなあと考えてございます。ちょっと蛇足ですけど、あの、さっきの景観の関係でウチの裏なんですけど、火事でそのままになってるお宅とか、あと家の通りなんですけども、深澤議員の近くにも1件所有者がちょっと不明な建物がお隣の家に寄りかかっていると。そういったものがございます。そこについては、昨日も、あの産業建設課長の方がお話ししたと思いますけれども、空き家の計画というものをまずちゃんと立ててですね、その中で対策をしていく必要があるということですので、そこについては今町長の方も答弁したとおりですね、職員の課を超えた中でやはりしっかりしたものを作って行かないと、そういう対応もしにくいかなと思いますので、進めていければとおもっております。

○議長（渡辺文彦君） 他に質疑ございますか。

（発言する者なし）

○議長（渡辺文彦君） 質疑がないようであります。質疑を終結したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺文彦君） 異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（渡辺文彦君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

○7番（藤井 要君） 私は本案に賛成いたします。人口減少が著しく進む中で、この町が持続継続可能これにはやっぱり一番観光面、そういったことを中心とした経済を回していかなければならない、そうした中で多くの余所からですねこの町にきて良かった、落ち着くねこの町で1週間も2週間も滞在して、魚釣りをしたりとかのんびりと過ごしたいと、そのような持続可能なまちづくりをしていくためには、やっぱり、

京都とか奈良とかいろいろありますけれども、またああいう大きなところでは無く詫
び寂びを売る心をいやされるまちづくりそれにはやっぱりこの条例が必要かなあと考
えております。それにはですね町民の方々の理解がまず第一に必要であります。先ほ
どから課長が言うように、町民と一体となってお話をし子孫孫々までこの町が継続す
るような対策を練ってくれると思いますので、私は賛成いたします。

○議長（渡辺文彦君） これをもって討論を終了します。

これより、議案第 30 号 松崎町景観まちづくり条例の制定についての件を挙手によ
り採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（渡辺文彦君） 挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

（午前 11 時 28 分）
